

第3章

施策の方針・推進体系

3章 施策の方針・推進体系

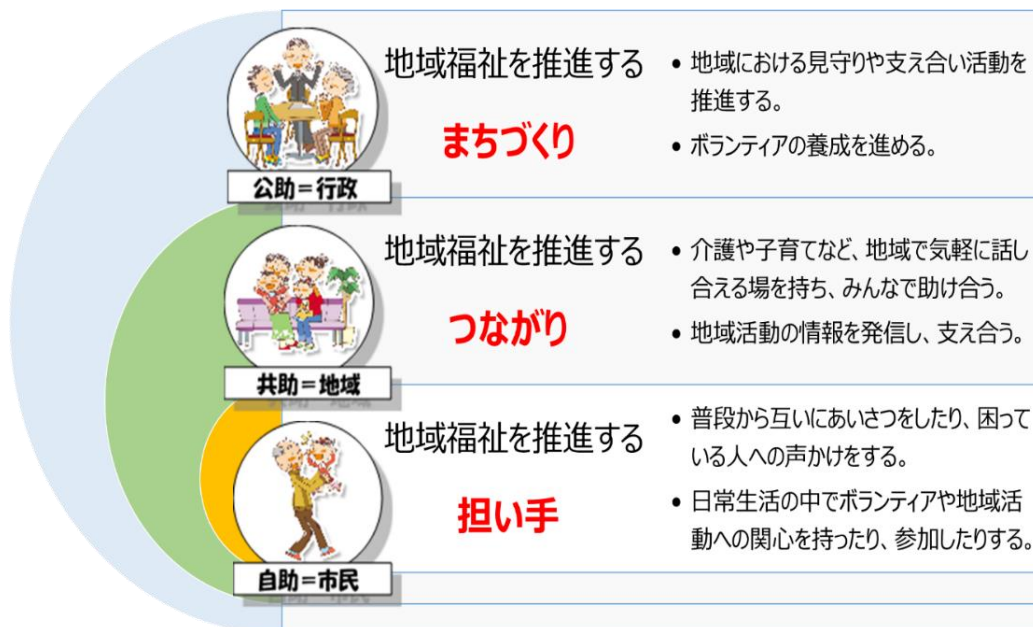
「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を実現するため、自助・共助・公助の3つの役割にあわせた3項目を基本目標に掲げます。

☆ 自助：市民一人ひとりができること

☆ 共助：地域みんな（事業所や団体含む）でできること

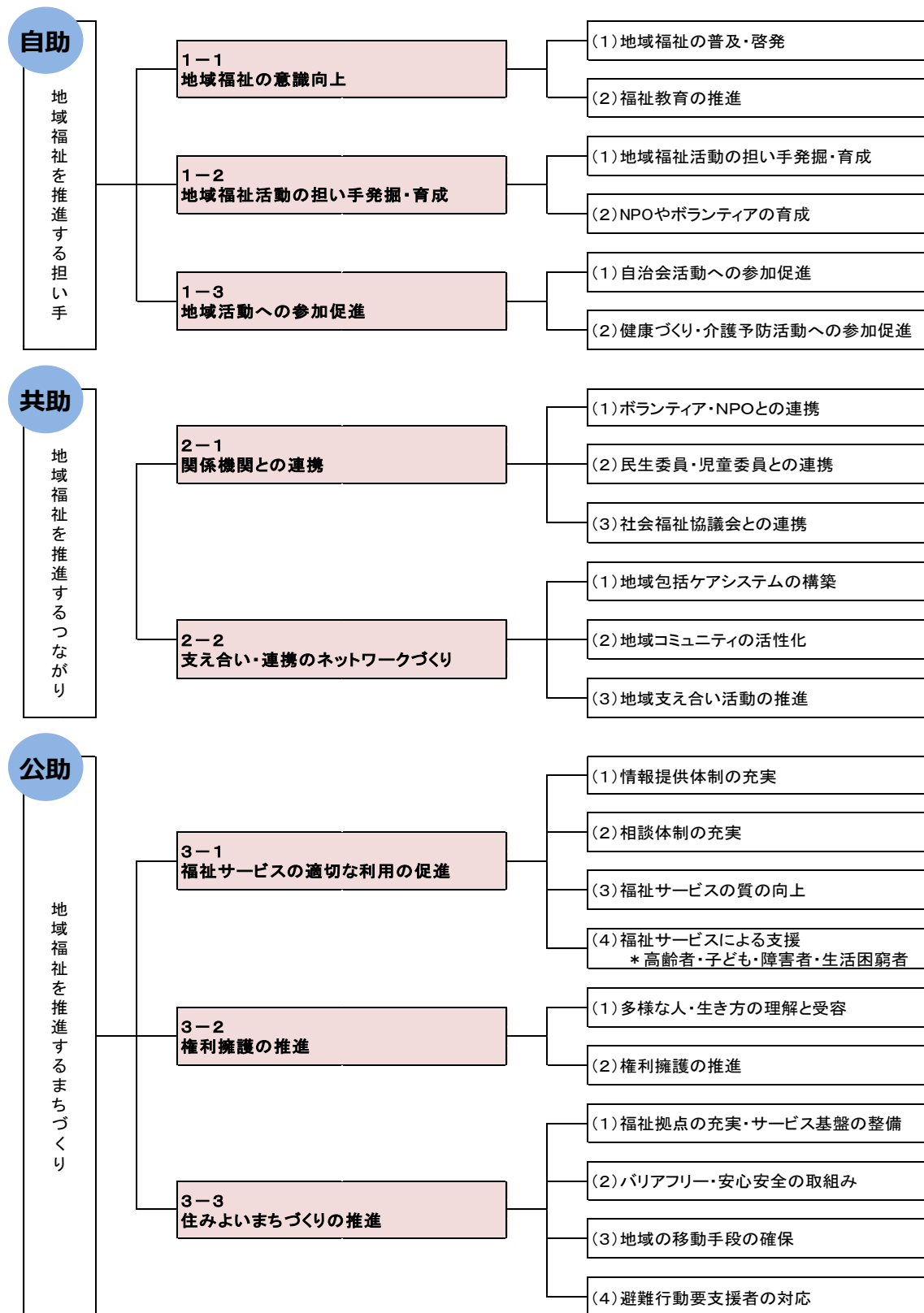
☆ 公助：行政（流山市）が取り組むこと

図表2 自助・共助・公助の在り方

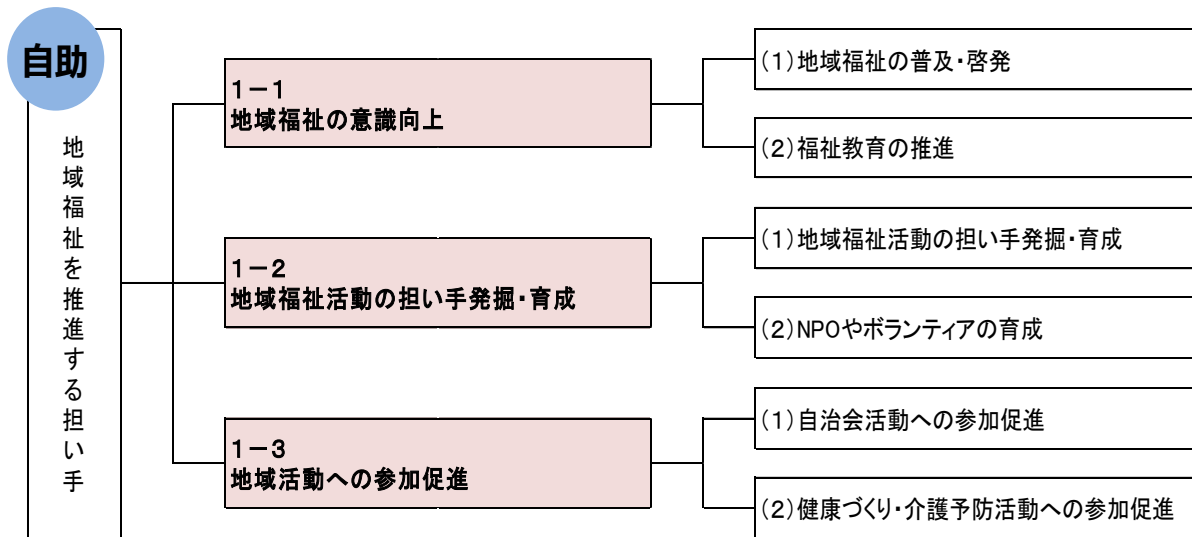


できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～



第1節 基本目標1 地域福祉を推進する担い手



1-1 地域福祉の意識向上 ・ 1-2 地域福祉活動の担い手発掘・育成

福祉の担い手が企業、NPO、ボランティアなど多様化するなか、市民一人ひとりの参加が期待されています。今後ひとりでも多くの市民が地域福祉の担い手となってもらうためには、必要な支援と人材育成が求められます。そのため、福祉教育の推進などにより市民の地域福祉への意識の向上を図るほか、NPOやボランティアへの支援を通じた担い手養成などを進めていきます。

1-3 地域活動への参加促進

日頃の健康づくり活動や日常生活の中での見守り活動等の「できることから始める取り組み」も、地域福祉の担い手へのきっかけとなります。一人ひとりの活動が地域コミュニティに伝播することで、地域の中で大きなチカラを生みます。そのため、「自分の健康」や「自分の住むまち」のための活動を支援し、地域のチカラの底上げを図っていきます。

1-1-(1) 地域福祉の普及・啓発

現状・課題

地域への関心や住民同士のつながりが希薄化しているなか、地域における助け合いや支え合いの意識の醸成を図るため、地域福祉に関する啓発などを進める必要があります。その前提として、市民一人ひとりの力を引き出し、共に地域の中で暮らすために何をすべきかを学び、活動し、理解を深めることが必要です。

方向性

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら、多くの人が自主的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。地域における連帯感を育み、市民一人ひとりが助けあいの意識を高め実践することができるよう、学習の機会や情報の提供に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりが地域福祉を自らの問題として認識し、地域そのものや地域福祉活動への理解と関心を高めていきましょう。 ○ 地域での行事や福祉イベント等に、積極的にご参加ください。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関する講演や研修の実施をお願いします。 ○ 地域福祉活動に関するPRや啓発活動をお願いします。 ○ ふれあいサロンや子育てサロン等の積極的なPRにご協力ください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした地域福祉に関する学習の機会を設けるとともに、市民や団体の自主的な活動を支援します。 ○ 様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。

1-1-(2) 福祉教育の推進

現状・課題

「ふだんの暮らし」の中に、福祉に関する学習課題はたくさんあります。福祉に関する学びは、生活課題ともつながっており、子どもから大人まですべての地域住民全体に関係するものです。性別や年齢によらず、だれでもが地域福祉について学び、参画することが必要となっています。

方向性

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域、学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。また、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、住民の地域福祉への意識の向上に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する講座や研修等に積極的にご参加ください。 ○ 地域福祉への理解や、人権に対する理解を深めましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが福祉活動に参加する機会を設けてください。 ○ 福祉施設の協力を得ながら、施設開放や地域イベントを通じ、住民が福祉を身近に感じられる機会をつくりましょう。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした地域福祉に関する学習の機会を設けるとともに、市民や団体の自主的な活動を支援します。 ○ 様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。

1-2-(1) 地域福祉活動の担い手発掘・育成

現状・課題

地域での福祉活動では、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足などの課題が挙げられ、活動を担う人材の発掘・育成への取組みが大きな課題となっています。

方向性

地域福祉活動に貢献されている民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取組みを推進します。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かし、できることから取り組んでみてください。 ○ 民生委員・児童委員や自治会等の活動に興味関心を持って、活動に協力してみましよう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定年後の世代など多くの人々に働きかけ、活動に誘ってみましよう。 ○ 新たな地域人材が参加しやすいよう、温かな雰囲気づくりをお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員が、住民の立場に立って活動できるよう民生委員・児童委員協議会の活動への支援を推進します。 ○ 地域住民、ボランティア、NPO法人、事業者の資質の向上を図るとともに広域的な連携と協力体制を推進します。 ○ 市民自治を実現するための新たなコミュニティ形成を図るため、地域のリーダーを育成します。

1-2-(2) NPOやボランティアの育成

現状・課題

ボランティアとして参加されている多くの地域住民の力によって、地域福祉活動は支えられています。ボランティア活動に参加しやすい取組み、支援を進めることが必要になっていきます。またボランティア活動は日頃からの健康づくり活動にもつながることから、団魂の世代、高齢者の参画について工夫していくことが求められています。

方向性

地域人材の意欲や経験が十分に活かせるよう、多様なNPOやボランティア団体の育成を図っていきます。活動の場を十分に確保するため、ボランティアセンター・市民活動推進センター等との連携、介護保険施設等でのサポーター活動（見守り、話し相手、配膳など）を実施していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティア・NPOに関心を持ち、自分の知識や経験を活かして、できることから取り組んでみましょう。 ○ 日頃からの健康づくりのためにも、ボランティア活動に積極的に参加してみましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定年後の世代など参加意欲のある多くの人々に働きかけ、活動に誘ってみましょう。 ○ 中高生の体験学習の場など、幅広い世代がボランティアに参加できる環境づくりをお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、ボランティアセンター、市民活動推進センター等との連携と協力体制を推進します。 ○ 介護保険施設等での有償ボランティア制度を推進します。 ○ ボランティア、NPO団体の設立や活動の支援を行います。

1-3-(1) 自治会活動への参加促進

現状・課題

自治会活動をめぐる課題として、自治会加入率の低下や活動者の固定化などの課題が生じており、自治会活動への参加促進が必要となっています。なお転入者が多い地区では、自治会加入を拒否しなくとも案内が十分でなく加入に至っていないとの意見もあることから、参加促進に向けて創意工夫が必要です。

方向性

自治会活動に関するPRや居住地区の自治会案内等を行うことで、自治会加入を推進していきます。高齢者、子育て世代、学生などさまざまな世代に向けて、健康づくりや生きがいづくりの観点からも参加を呼びかけていきます。

また、事前の対策として、今後も開発が続く中部地区、南部地区においては、賃貸住宅等も含め開発事業者に向けた自治会活動への協力要請等を行っていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自分の住むまち」について知り、自治会に加入しましょう。 ○ 新たな住民が居住された際には、近隣住民同士で温かく迎え自治会活動を呼びかけましょう。 ○ 仕事や育児で忙しい場合でも、あいさつやほんの少しの見守り活動など、できる範囲から活動に参加しましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゴミの出し方や自治会活動の内容等を分かりやすく伝え、自治会活動に温かく迎えます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市外からの転入者に向けて、自治会活動に参加することを呼びかけていきます。 ○ 住宅開発事業者等に自治会活動への加入・参加にむけた協力要請を図っていきます。

1-3-(2) 健康づくり・介護予防活動への参加促進

現状・課題

住み慣れた地域での生活を続けていくためには、何より一人ひとりが健康に過ごしていくことが重要です。一人ひとりが心身ともに健康な状態を保つことで、地域を支える人材として地域の子カラが高まっていきます。既に健康づくり活動や介護予防活動が地域で展開されていますが、今後の少子高齢化社会に向けて更なる活性化が必要となっています。また、地域全体での健康や福祉のまちづくりを広めていくためには、地域で核となって活動を進める人材を育成する必要があります。

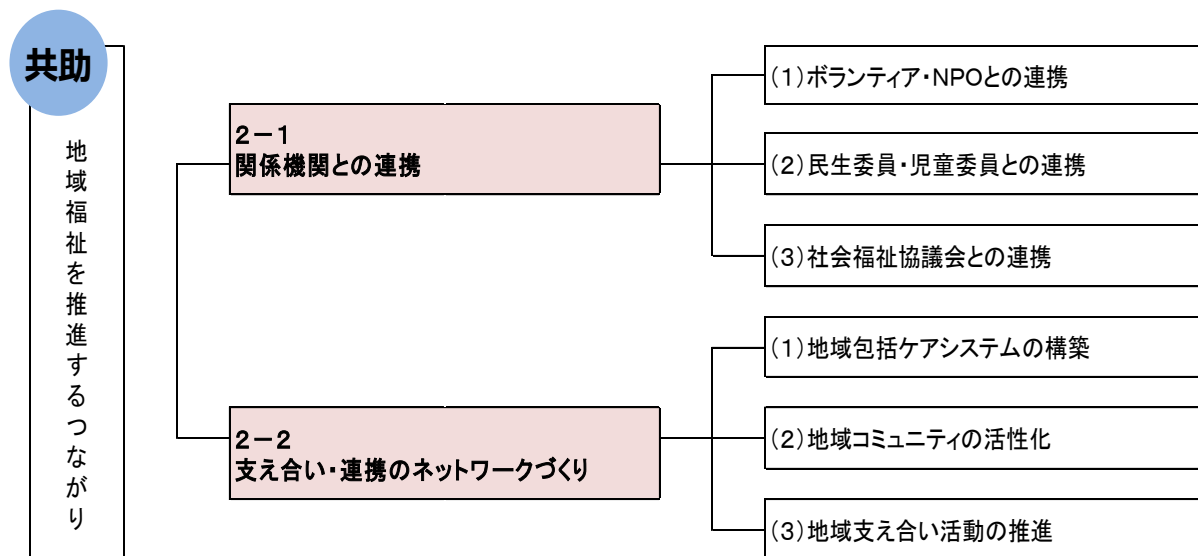
方向性

健康づくり活動や介護予防活動によって、正しい知識と活動への意欲を保てるよう工夫していきます。また、市の事業として実施を続けるのではなく、地域のリーダーを育て、地域での活動が継続するよう取組んでいきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ いつまでも心身ともに健康な生活を続けるために、積極的に活動に参加しましょう。 ○ 正しい知識と生活習慣を学び、日頃から健康な生活を意識しましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での健康活動が継続して続くよう、活動場所の提供や参加の呼びかけにご協力ください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での活動スタートから、リーダー育成、活動の定着まで、トータルで支援をしていきます。 ○ 医療、介護給付費の抑制により、持続可能な制度が維持できるように、積極的に活動を展開、支援していきます。

第2節 基本目標2 地域福祉を推進するつながり



2-1 関係機関との連携・2-2 支え合い・連携のネットワークづくり

地域で生活する人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、保健・医療・福祉などの連携、関係機関・関係団体との連携・ネットワークが重要な役割を担っています。福祉のニーズが多様化しているなか、地域コミュニティにおいて包括的に対応することが必要となっています。そのため現在、地域包括支援センターが中心となって行われている地域包括ケアのネットワークなどを活用して、多機関、他分野連携をさらに進めていきます。

2-2 支え合い・連携のネットワークづくり

自治会など地域で活動する団体は、担い手が集い、さらなる地域課題に対応する場としての役割を果たします。自治会活動等は、平常時の見守り活動だけでなく、災害時の支え合いにおいても大きな役割を果たします。そのため、日常からの自治会活動の支援や地域支え合い活動の推進等を図っていきます。

2-1-(1) ボランティア・NPOとの連携

現状・課題

公的制度のサポートだけでは解決できない複合的な課題も多くなっており、柔軟に対応できるボランティア・NPOによるサポートの役割は大きくなっています。これらの諸問題を解決していくためには、個人の努力や行政の施策のみによる環境整備だけでは限界があり、地域住民、関係団体・機関との連携強化を図ることが求められます。

方向性

制度や現行の支援が十分に行き届いていない対象者に対しても支援をしていくため、ボランティア・NPOなどの地域活動団体と連携を図り、幅広い支援が提供される環境づくりを目指します。

今後の取組み

市民の取組み	○ ボランティア・NPOの力を借りたいときに備え、地域で活動する団体について関心を持って調べてみましょう。
地域等の取組み	○ 地域での課題について、ボランティア・NPOと情報を共有しましょう。 ○ 地域での連携づくりに向けて、活動場所の提供や活動への参加等をお願いします。
市の取組み	○ 地域住民、ボランティアセンター、市民活動推進センターなどとの連携と協力体制を推進します。 ○ ボランティア・NPO間の連携の場を推進していきます。

2-1-(2) 民生委員・児童委員との連携

現状・課題

民生委員・児童委員は、身近な相談役や支援者として、各種相談に応じ必要な援助を行うなど、幅広く地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、地域のつながりの希薄化が進む中で、生活課題や問題を抱えた人が地域から孤立しやすく、また地域の課題として捉えにくくなるといった問題も発生しています。

方向性

住民の立場に立ちながら、生活のこと、子ども・障害のある人・高齢者のことなど幅広い相談を受けたり、問題を解決していくため、関係機関との連携や情報交換を推進していきます。地域の人たちが安心して暮らせるように、見守りの必要な人の早期発見や災害時にひとりも見逃さない運動も支援していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ お住まいの地域の民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として相談してみましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員が活動しやすいよう、積極的な支援と協力をお願いします。 ○ 地域住民のニーズを的確に把握し、民生委員・児童委員、行政、関係機関との連携をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員と関係機関との連携を推進します。 ○ 民生委員・児童委員の活動実態を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう環境整備に努めます。 ○ 民生委員・児童委員として必要な知識を学ぶ研修の実施など必要な支援をしていきます。

2-1-(3) 社会福祉協議会との連携

現状・課題

社会福祉協議会は市民の福祉への理解を深め活動と呼びかけるなど、地域福祉活動において大きな役割を担っています。また地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の関係団体や地域包括支援センター等の関係機関との連携を活かして、多様化・複合化した課題に率先して対応することが必要となっています。

方向性

増大するニーズに対応するため、事業内容の検討及び施策の推進に協働で取り組みます。また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら計画に基づく施策の実現を目指します。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会の会員となるとともに、その活動について関心を持ってみましょう。
地域等の取組み (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会は、地域福祉にかかわる人材の育成と組織基盤の強化を図ります。 ○ 地域福祉のリーダー役として、関係者や関係団体との連携強化と情報の共有を図ります。 ○ 地域福祉活動計画を策定し、実践していきます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会の活動を支援します。 ○ 理事会や、評議員会に行政代表委員として参画します。 ○ 地域福祉活動計画を支援します。

2-2-(1) 地域包括ケアシステムの構築

現状・課題

高齢化の一層の進展により、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加が予想され、多様な支援を提供していくことが求められています。こうした要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築が求められています。

方向性

地域の実情や利用者の希望に沿ったサービスが提供されるよう、保健・医療・福祉事業者相互の連携、分野横断の連携を図り、包括的なケアマネジメントの推進に努めます。

また、市内4箇所に設置されている地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等による専門的な知識や経験を活かして、総合相談支援、権利擁護、包括的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの業務を一体的に担っています。今後も地域包括支援センターを各地域の拠点として、多面的に機能の強化を進めています。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域には様々なサービスがあります。今後に備えて、サービスについて調べてみましょう。 ○ サービスを利用する際には、信頼できるケアマネジャーや医療機関等と相談をしてみましょう。
地域等の取組み (事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議を開催しています。連携体制、ネットワークへの参加をお願いします。 ○ 同一分野、同一業界だけでなく、多分野との分野横断の取組みにも積極的に参加ください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアについて調査研究、情報提供を行っていきます。 ○ 医療と介護の連携において具体的な取組みを進め、顔の見える関係づくりや、連携に向けた課題への対応を図ります。

2-2-(2) 地域コミュニティの推進

現状・課題

地域コミュニティは子育て・防災・防犯・高齢者や障害者の支援、健康づくりなど、さまざまな活動の基本となる場ですが、近年、そのつながりが希薄になっています。また、地域内で新たな住民と従来の住民との交流不足、自治会加入率の低下、役員の高齢化、役員・行事参加者の固定化の課題が生じています。

方向性

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、「近所付き合い」が地域づくりの基本となります。家庭や地域でのあいさつや声かけ運動から始め、近所づきあいを深めます。

また、同世代の交流はもちろん多世代での交流が図られるよう、様々な世代が活動に参加してもらえるよう情報提供や普及啓発を行っていきます。

今後の取組み

市民の取組み	○ 自治会に加入し、できる範囲から活動に参加してみましょう。
地域等の取組み	○ 新しい住民やこれまで参加していない方にも参加してもらえるよう情報提供、呼びかけをお願いします。 ○ 同世代の交流だけでなく、多世代交流が可能となるよう工夫をお願いします。
市の取組み	○ 若年層や現役世代など様々な世代が自治会に加入し、活動するよう働きかけます。 ○ 自治会活動について、コミュニティ推進はもちろん、防災・環境など様々な面から支援をしていきます。 ○ 地域でのさまざまなふれあいの場をつくり、地域とのつながりや地域の絆を深めます。

2-2-(3) 地域支え合い活動の推進

現状・課題

地域包括ケアシステムは市町村や地域包括支援センターが中心的となって構築していきませんが、複雑・複合的な課題にはより細かいところに配慮ができる地域のサポートが大きな役割を果たします。地域内での連携をさらに機能させるためには、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、地域住民などの「地域のチカラ」をより活かしていく必要があります。

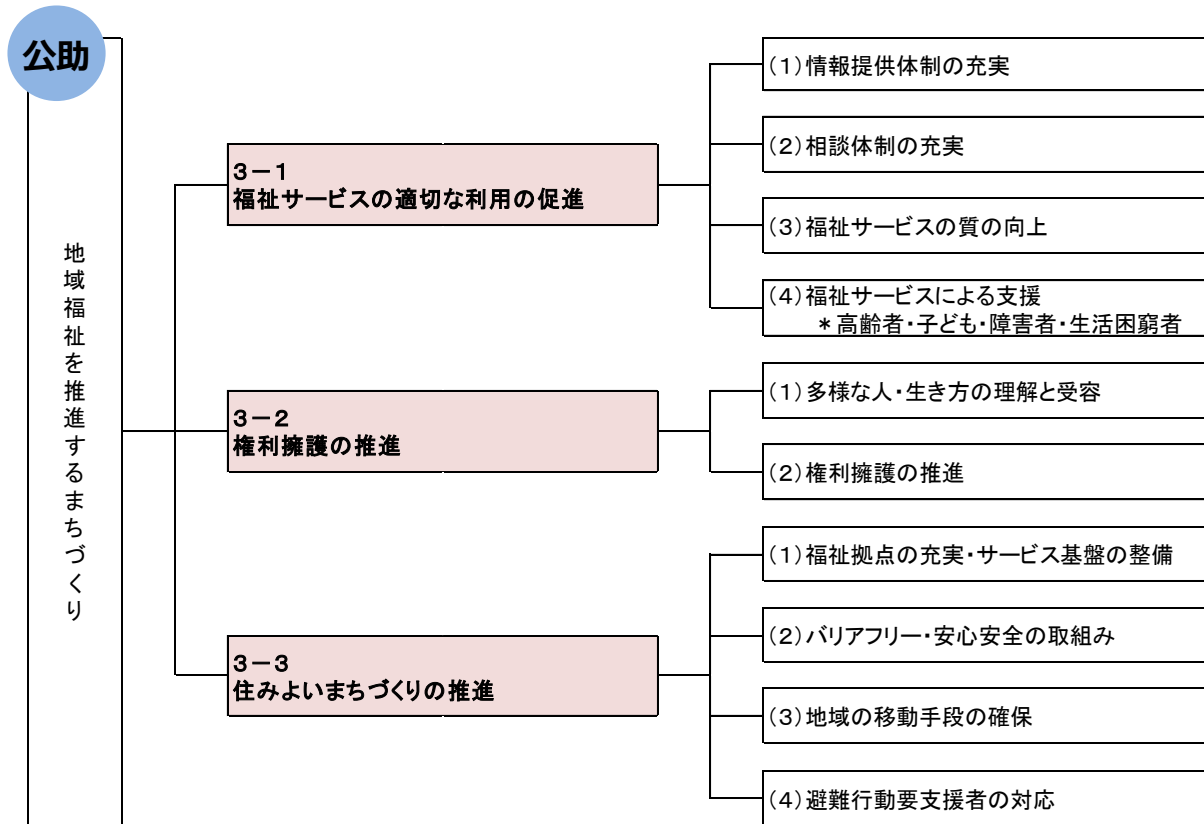
方向性

事業者間連携だけでなく、日常的な声かけや見守り、話し相手など、近所付き合いの中で助け合う、住民が主体となった共に支え合う地域づくりが重要になります。高齢者、障害者など支援を必要とする方の名簿情報を活用して、民生委員・児童委員、自治会との人的資源との連携やネットワークづくりを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の事に関心を持って、地域の課題を考えてみましょう。 ○ 地域を信頼して、お互い様・向こう三軒両隣の気持ちで接してみましょう。 ○ ほんの少しの心がけも、支え合いや見守り活動につながります。見守りのポイントや工夫を知り、気を配ってみましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域支え合い活動による、地域での見守りや支援活動の実施をお願いします。 ○ 地域包括ケアや多様な関係者との連携をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会、消防団、ボランティアなど関係者間で見守り対象者の情報が共有できるよう、地域支え合い活動を推進します。 ○ 支え合い活動が市全体で浸透するよう、地域包括ケア会議を推進します。

第3節 基本目標3 地域福祉を推進するまちづくり



3-1 福祉サービスの適切な利用の促進

誰もが家庭や地域の中で、障害や年齢に関わらず、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、必要な時に、必要とする適切なサービスが利用できる環境が必要です。サービスや地域を総括する立場にある行政として、気軽に相談できる相談体制づくりや、保健・医療・福祉サービスの情報提供システムを確立していきます。

自助、共助における取組みの推進においても、地域活動のPRや支援が必要不可欠になります。地域活動の優れた取組みの発信や福祉教育の推進などの支援を通じて、少しでも多くの市民に参加してもらえよう努めていきます。

社会情勢の変化に伴って生活に困窮する人が増加しています。生活保護に至る前段階からの自立支援策により、個人の自立した生活をサポートしていく必要があります。多様で複合的な課題の解決を目指して、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築を目指します。

3-2 権利擁護

地域には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦の皆さん、難病・疾患の方、ひとり親、外国人やLGBTなど多様な人が生活しています。誰もがずっと住みたくなるまちを実現するためには、多様な人・生き方を理解し、地域の一員として、さらには地域福祉活動の担い手として受容していくことが大切です。

また、虐待、認知症など複合的なニーズや生活課題を抱える方に対しては、周囲の正しい理解と支援が必要になります。早期の発見と支援により自立した生活の実現につなげるためにも、地域ぐるみで権利擁護や理解促進の取組みを進めていきます。

2020 東京オリンピックパラリンピックを控え、海外からの来訪者を迎えるための多文化理解、障害者のサポート・自立を実現していくことも必要です。

3-3 住みよいまちづくりの推進

各種福祉拠点の整備・充実、サービス基盤の整備は、福祉のニーズの受け皿として根幹を成すものです。また、住み慣れた地域での生活を維持するためには、バリアフリーや安心安全の取組み、バスや福祉有償運送などの移動手段の確保等も配慮が必要です。こうした施策、取組みについては行政の役割として推進するほか、地域の既存施設や各種団体の取組みも活用することで総合的な取組みを図っていきます。¹

想定される大規模地震のみならず、大雨による浸水被害など様々な自然災害への備えが必要となっています。災害時に特に支援が必要となる、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等の避難行動要支援者について、災害時の支援が地域における共助を中心に行われるよる仕組みづくりを進めていきます。

¹ 各制度に基づく福祉拠点の整備・充実は、総合計画や個別制度の計画等に基づき事業を推進していきます。

3-1-(1) 情報提供体制の充実

現状・課題

地域では、事業者、ボランティアなどにより様々な福祉サービスが提供されています。しかしその一方で、利用者側には情報が十分伝わっていないことも考えられます。特に、子育て世帯では、少子化や核家族化の影響で、身近に子育てについて協力する人がいない、相談できる人がいない、誰に相談して良いか分からない、などの不安を抱え、孤立している保護者が増加しています。このため、市民が身近に情報を得られる体制が必要となっています。

方向性

高齢者や障害者、子育て世帯はもとより、今後サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、多様な方法による情報提供を行うよう努めます。また対象世代や対象者毎に、わかりやすいハンドブック等を作成し効率的に情報が得られるよう工夫していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の回覧、ご近所や友人同士のネットワークも貴重な情報源です。ご近所づきあいを大切にしましょう。 ○ 分からない事、知りたい事がある時は、市役所や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者などに聞いてみましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会活動やご近所づきあいの中で、広報活動や情報交換の機会を設けるようお願いします。 ○ 各種団体や事業者からも積極的に情報発信をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報ながれやま、パンフレット等による分かりやすい情報提供に努めます。※新聞を購読していない世帯にも、「広報ながれやま」を個別に配布しています。 ○ 子育てハンドブックや介護保険ガイドなど、効率的に情報を得られる工夫をしていきます。 ○ 地域ごとの人口構成、高齢化の現状など、統計データ等を公開し、現状の理解・意識の啓発につなげていきます。 ○ 出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。

3-1-(2) 相談体制の充実

現状・課題

地域では、福祉施設、医療機関、保育所、さらには民生委員・児童委員など様々な福祉サービスの担い手が、福祉に関する身近な相談窓口としての役割も果たしています。しかし、サービスを利用していない人には相談のきっかけが得づらいこともあります。また情報提供体制と同様に、子育て世代においては地域の中で孤立している事も多く配慮が必要です。

方向性

様々な福祉の担い手、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して身近に相談できる体制を構築します。また、乳幼児を抱える子育て世代に向けては、個別訪問や各種教室の開催時において相談の機会を設け悩みの解消に努めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困っている問題を自分自身で抱え込まないで身近な専門機関に相談しましょう。 ○ 困ったときに相談できる人や窓口を日頃から確保・確認しておきましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門機関や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービス利用の手助けをお願いします。 ○ サービス提供事業者の皆さんは、専門の知識や技術を生かした相談・支援活動をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、各窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。 ○ 相談員の資質の向上を図ります。

3-1-(3) 福祉サービスの質の向上

現状・課題

地域における福祉サービス施設、事業者数は、年々増加しています。利用者にとって選択肢が増えることは望ましいことですが、その反面、実績や経験豊富なスタッフの不足により提供サービスの質の低下が生じることも想定されます。そのため利用者の人権・権利擁護の観点から、福祉サービスの質の向上を事業者とともに推進することが必要となっています。

方向性

サービスの自己評価を行い、その結果等を公表することを事業者に働きかけ、利用者の良質なサービス選択を支援するとともに、福祉サービスの水準・質の向上を図ります。

福祉ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携し研修会を実施するなど福祉サービス事業者の資質の向上に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス利用の際には、疑問点を事業者から十分に聞き取り、納得してサービスの提供を受けましょう。 ○ サービス利用における要望・苦情は、まずは事業者に申し出て、解決がつかないときは市や専門機関に相談しましょう。
地域等の取組み (事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者各々の内部研修はもとより、シルバーサービス連絡会等の職能団体での研修の充実に努めてください。 ○ 事業者は、自己評価の実施、情報公開に努めてください。 ○ 事業者は、利用者の意見や提案を取り入れながら、利用者一人ひとりを尊重したサービスの提供を行うなど、良質な福祉サービスの提供に努めてください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護相談員制度などを活用して、事業者の自己改善の取組みをフォローしていきます。 ○ 関係機関と連携し研修会を実施するなど福祉サービス事業者の資質の向上に努めます。

3-1-(4) 福祉サービスによる支援

高齢者の支援

方向性	事業例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターが、地域でネットワークづくりを進められるよう支援する。 ○ 在宅生活支援のため、各種福祉サービス事業を充実させる。 ○ 介護保険のサービス事業者を含む関係機関との連携を強化し、住み慣れた地域での自立した生活を支援する。 ○ 認知症の人も周囲の人も、安心して、自分らしく暮らし続けることができる体制づくりに努める。 ○ 社会活動や地域活動に参加できる環境づくりの推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス（在宅サービス） ○ 施設サービス ○ 介護予防サービス ○ 福祉用具貸与・住宅改修 ○ 地域密着型サービス ○ 介護予防・日常生活支援総合事業 ○ 介護予防事業 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 高齢者ふれあいの家の推進 ○ 高齢者移動支援バス・敬老バス ○ 緊急通報システム・緊急情報セット配布

障害者の支援

方向性	事業例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害への認識や障害者に対する理解を深めること、さらにノーマライゼーション意識の向上を目指して、啓発、広報活動の推進を図る。 ○ 障害者の生活支援の充実を図るため、各機関と連携し、一般就労や福祉的就労など日中活動の場づくりを進める。 ○ 障害の早期発見、早期療育や教育体制の整備を目指し、児童発達支援センターの機能充実を図る。 ○ 社会活動に参加できる環境づくりの推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅障害者福祉サービス事業 ○ 障害者自立支援総合給付事業 ○ 障害者地域生活支援事業 ○ 障害児通所支援事業 児童発達支援センター ○ つばさ学園 ○ 児童デイサービス ○ 療育相談、幼児ことばの相談室

子ども・子育て世代の支援

方向性	事業例
子育てを支援する 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報の提供と相談体制の充実 (子育てガイドブックの発行,おやこあんしん相談) ・地域における子育て支援サービスの充実 (保育所,地域子育て支援センター等)
子どもと母親(保護者)の 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと母親の健康の確保 (ハローベビー,乳幼児健康診査,母子健康相談,養育支援訪問)
子どもが健やかに成長できる 教育環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権の擁護 (家庭児童相談等の相談・カウンセリング) ・家庭の教育力の向上(家庭教育講座、子育てサロン)
子どもの安全を守る 生活環境・体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくりの推進(公園の整備・充実) ・安心して外出できる環境の整備(安心メールの活用)
男女がともに仕事と子育てを 両立できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実と多様化 (延長保育,一時保育,病児・病後児保育,障害児保育,学童クラブ)
保護者が必要な子どもへの 支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の充実 (家庭児童相談員による相談,要保護児童対策地域協議会の運営) ・ひとり親家庭への支援の充実 (母子父子自立支援員による相談)

生活困窮者の支援

方向性	事業例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者への住居確保支援等の包括的支援を各機関と連携して行い、生活困窮状態からの脱却を図る。 ○ 生活保護に至る前の「第2のセーフティネット」として広報・周知に取り組む。 ○ ハローワークや地元事業者と連携を強化し経済的自立の支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援事業 ○ 就労準備支援事業 ○ 住居確保給付金支給事業

3-2-1 多様な人・生き方の理解と受容

現状・課題

地域には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦の皆さん、難病・疾患の方、ひとり親、外国人やLGBTなど多様な人が生活しています。誰もがずっと住みたくなるまちを実現するためには、多様な人・生き方を理解し、地域の一員として、さらには地域福祉活動の担い手として受容していくことが大切です。

2020 東京オリンピックパラリンピックを控え、海外からの来訪者を迎えるための多文化理解、障害者のサポート・自立を実現していくことも必要です。

方向性

個人の意識や抱える問題を正しく理解し受容できるよう、正しい知識の普及啓発、積極的な交流などの取組みを進めていきます。また、2020 東京オリンピックパラリンピックを絶好の機会と捉え、地域の皆が前向きに参加できるよう工夫をしていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、テレビなどを通じ、多様な人・生き方の姿や気持ちを知り、正しい理解に努めましょう。 ○ 多文化理解のためのイベントや交流会に積極的に参加してみましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい理解が進むよう普及啓発をお願いします。 ○ 様々な意見や提案を取り入れながら、参加者一人ひとりが尊重される機会を設けるよう工夫してください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の講演を行うとともに、障害や認知症等についての理解を深めるよう情報を提供します。 ○ 2020 東京オリンピックパラリンピックに向けて、国際交流や障害者スポーツの認知度向上について取り組んでいきます。

3-2-(2) 権利擁護

現状・課題

虐待、認知症など複合的なニーズや生活課題を抱える方に対しては、早期の発見と支援によりできる限り自立した生活の実現につなげることが必要です。地域の多様なネットワーク機能を活かして、生活課題の発見に努め、対応していくことが求められています。

方向性

虐待や認知症について身近な問題として正しく理解できるよう、普及啓発や情報提供により権利擁護の取組みを進めます。

また、早期の支援が可能となるよう、相談体制の充実や関係機関同士のネットワークの強化、地域の見守り体制の充実を図り、迅速な対応に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所で支援が必要な人の見守りに努めましょう。 ○ 身近に相談できる相手をつくりましょう。 ○ 隣近所で異変を発見したら、民生委員・児童委員や関係機関へ相談、連絡しましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普段からの自治会活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを通じて、地域の見守りをお願いします。 ○ 迅速な対応が可能となるよう事業者間連携や地域のネットワークへの参加をお願いします。 ○ 成年後見制度や自立支援への取組みなど積極的な活用を検討してください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待防止ネットワーク等の連携強化を図ります。 ○ 虐待や認知症などの講座や学習会を通じた普及・啓発を行い、支援者の育成、ネットワークの組織化を図ります。

3-3-(1) 福祉拠点の充実・サービス基盤の整備

現状・課題

流山市では子育て世代の増加により、保育所、学童クラブの需要が急増しています。特別養護老人ホームなどの介護保険施設、障害者向けのグループホーム等、幅広い世代・分野を対象として、サービス基盤整備の需要が高まっています。

また地域福祉の拠点として、地域包括支援センター、公民館、福社会館、自治会館、地域の空き家などの既存施設・機能を活用し、情報の発信・交換、総合的な相談の場、地域交流の場を設けることが必要となっています。

方向性

福祉拠点の整備・充実、サービス基盤の整備は、福祉のニーズの受け皿として根幹を成すものです。人口動態やサービス需要を考慮しつつ、総合計画や個別制度の計画等に基づいて整備を進めていきます。

情報の発信や総合的な相談については、地域の既存施設や各種団体との連携によって総合的な取組みを図っていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館や自治会館、福社会館等を地域福祉の拠点として積極的に活用しましょう。 ○ 地域での新たなサービス基盤整備にご理解ください。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設や事業所は、地域福祉を担う市民が気軽に集まることが出来る場となるよう、地域に積極的に参加ください。 ○ 地域ぐるみの福祉実現に向け、福祉施設との交流の機会を設ける等の取組みをお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態やニーズを考慮しつつ、各制度の計画等に基づいてサービス基盤の整備を進めていきます。 ○ 地域の空き家や自治会館を活用した「高齢者ふれあいの家」の設置を支援し、地域福祉の拠点づくりを図ります。 ○ 福社会館や公民館等の適切な管理に努めていきます。

3-3-(2) バリアフリー・安心安全の取組み

現状・課題

全ての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、施設、道路、交通機関などの生活環境のバリアフリー化などユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を図ることが必要となっています。

市内では住宅開発が進む一方で、市内の自動車交通量も増加しており、安心安全に向けた取組みの重要性が高まっています。特に、高齢者や児童生徒の安心安全に配慮し、利便性と安心安全のバランスを図っていく必要があります。

方向性

施設、道路、公園等の公共施設に関するバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修助成や普及啓発を通じて個人・民間事業者など街ぐるみで取組みを進めていきます。

主要道路や通学路などの危険箇所等について、地域や学校、警察など関係機関と連携して情報を共有し、安心安全に向けた整備を図っていきます。※安全対策や道路環境の整備は、総合計画や個別制度の計画等に基づいて整備を進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	○ 街なかで困っている人を見かけたときは、声をかけ手助けしましょう。
地域等の取組み	○ 福祉施設や事業所は、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めてください。 ○ 地域の危険箇所の把握に努め、情報の共有や市への情報提供をお願いします。
市の取組み	○ ユニバーサルデザインに配慮した道路や施設のバリアフリー化に努めていきます。 ○ 高齢者や障害者が安心して生活できるよう住宅改修事業などを実施していきます。 ○ 通学路の危険箇所を調査し、安全対策などを進め安心安全な環境整備を進めていきます。

3-3-(3) 地域の移動手段の確保

現状・課題

障害者や運転免許を返上した高齢者にとっては、外出、買い物、通院など生活の様々な部分で、公共交通など地域での移動手段を利用することになります。様々な人が住み慣れた地域で生活を続けていくために、鉄道、民間路線バス、ぐるりんバスを効率的に組み合わせて地域の移動手段を確保していくことが求められています。

また公共交通機関で補えない地域については、民間事業者により送迎バスや福祉事業者による福祉有償運送の活用を図っていくことが求められています。

方向性

地域の移動手段、公共交通体系については、交通弱者の居住分布、需給バランスやコストなどを勘案して総合的に検証し対応していきます。※交通施策分野において計画的に対応していきます。

市内の医療機関においては、通院患者向けの送迎バスを運行しています。また要介護者や身体障害者の方に対しては、地域で活動しているNPO、福祉事業者が福祉有償運送のサービスを提供しています。こういった交通手段等も合わせて活用することで、公共交通機関で補えない地域を少しでも解消できるよう取り組んでいきます。

今後の取組み

市民の取組み	○ 公共交通バス路線を維持できるよう、利用を促進しましょう。
地域等の取組み	○ 公共交通バス路線の利用について周知をお願いします。 ○ 医療機関、事業者の方は、高齢者移動支援バス、福祉有償運送に対しての協力をお願いします。
市の取組み	○ 様々な交通体系について検討を行い、公共交通体系の充実に努めていきます。 ○ 高齢者移動支援バス、福祉有償運送の提供事業者に対して、サポートを行っていきます。

3-3-(4) 避難行動要支援者の対応

現状・課題

首都直下地震など大規模地震のみならず、風水害、雪害など様々な自然災害への備えが必要となっています。災害時に特に支援が必要となる、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等の避難行動要支援者について、災害時の初期支援が地域における共助を中心に行われるよう仕組みづくりを進めていく必要があります。

方向性

災害時に地域での支援体制が十分に機能するためには、平常時から地域の支え合い・見守りを活性化することが重要です。自治会を中心に展開されている地域支え合い活動《2-2-(3)》では、避難行動要支援者の情報について支え合い対象者名簿として提供することで、平常時からの見守り活動を推進しています。

また災害発生時に備えて、地域防災計画や避難所運営マニュアルにおいても十分配慮がされるように取組みを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から、自治会や住民間での交流を図り、初期支援がスムーズに行われる環境づくりに努めましょう。
地域等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における各種行事や事業を通じて要支援者との交流を図り、普段からの見守りや声かけに努めてください。 ○ 自主防災組織の結成・活性化、防災訓練の実施等により、住民の防災意識啓発をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施や地域住民による防災訓練の支援を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。 ○ 防災行政無線、流山市安心メール等を通じた連絡網等、適切な情報伝達に努めます。 ○ 流山市地域支え合い活動を推進していきます。 ○ 地域防災計画、避難所運営マニュアル、避難行動要支援者避難支援計画を推進します。

第4章

計画を推進するために

第4章 計画を推進するために

第1節 それぞれの役割

地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに助け合い協力し合うことが不可欠です。福祉サービスによる支援は、市や事業者が提供するものだけでは不十分です。個々の思いやりや行動、さらにはそれぞれの力を合わせ連携・協働することが地域福祉を進める大きな力となります。そこで本計画では、市民一人ひとりが取り組むべき「自助」、地域社会が協働して取り組むべき「共助」、行政として取り組むべき「公助」の三つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割を定めます。

自助（市民の役割）

地域福祉推進の主役である市民は、福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあることから、市民一人ひとりが地域福祉に対する学びと理解を深めていくとともに、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。

共助（地域等の役割）

活動団体（自治会、ボランティア団体、NPO等）の役割

活動団体は、地域福祉を組織的に支えていく基盤となることから、あらゆる市民に対し、地域福祉活動への参加の機会を提供するとともに、参加の呼びかけや受け入れを促進するなど、地域に密着した活動と支援が求められます。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、市民の地域福祉活動への参加促進をはじめ、地域福祉活動に対する支援を行うとともに、多様な地域福祉活動組織との間に構築された関係性を生かし、市民と市民、市民と事業者、市民と行政などの多様な地域資源をつなぐ、ネットワーク化推進の調整役としての役割を担っています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、支援を要する人の発見、援助に努め、地域住民にとって最も身近な福祉に関する相談相手です。また、地域福祉の推進者として、行政や社会福祉協議会等と連携した活動を行っています。

サービス事業者の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援を促進し、サービスの質の確保をはじめ、事業内容やサービス内容に関する情報提供、その他サービスとの連携などに取り組むことが求められています。また、専門的な知識を持つ職員や施設などを生かし、市民や行政と協働しながら、地域福祉活動の活性化に参加していくことが求められています。

公助（行政の役割）

市は、公共サービスの担い手としてだけでなく、地域福祉団体等への支援を行うとともに、市民等と協働し、住民ニーズを十分に把握しながら、地域福祉施策を推進していく役割を担っています。特に、地域福祉を推進していく上で、誰もが尊重され、安心して生まれ育ち、いきいきと暮らせるよう、行政も含め、様々な立場の者が連携した「自助・共助・公助」が一体となった施策を展開していきます。

また、地域福祉を推進する基盤整備を図るとともに、住民による主体的な地域福祉活動を促進するため、社会福祉協議会と連携し、地域における福祉推進体制づくりや地域福祉の普及・啓発を進めます。

第2節 計画の推進および進行管理

計画の周知・啓発

地域福祉の推進のために、まずは計画自体の周知・啓発を図り、地域における主体的な活動を推進します。

(1) 計画の配布・設置による周知・啓発

市公共施設および日常的に市民の皆さんが目にする場所へ計画書を設置し、周知・啓発を図ります。

(2) さまざまな媒体による周知・啓発

広報ながれやまやホームページをはじめ、SNSなどの市の各種媒体を活用して、広く計画の周知を図ります。

(3) 出前講座による周知・啓発

市民の皆さんと行政とが一緒に地域福祉について考える講座を出前講座として登録し、市民参加型の周知を図ります。

(4) 各種関係機関との連携による周知・啓発

市の保健福祉関係事業のほか、各関係機関が行う地域福祉に関連する事業や団体の活動、さらに教育機関などと連携を図り、様々な場面において、計画の周知を図ります。

計画の推進・進行管理

計画の推進や進行管理にあたっては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を活かして、より実効性のある取り組みを行う必要があります。流山市の行財政運営における事務事業評価等の既存システムを活用し、事業計画の推進へ向けた施策のさらなる改善および次期計画策定へとつなげます。

※現在の流山市総合計画が平成31年度で終了することから、今後の策定経過に合わせて地域福祉計画の在り方を適宜見直していきます。

